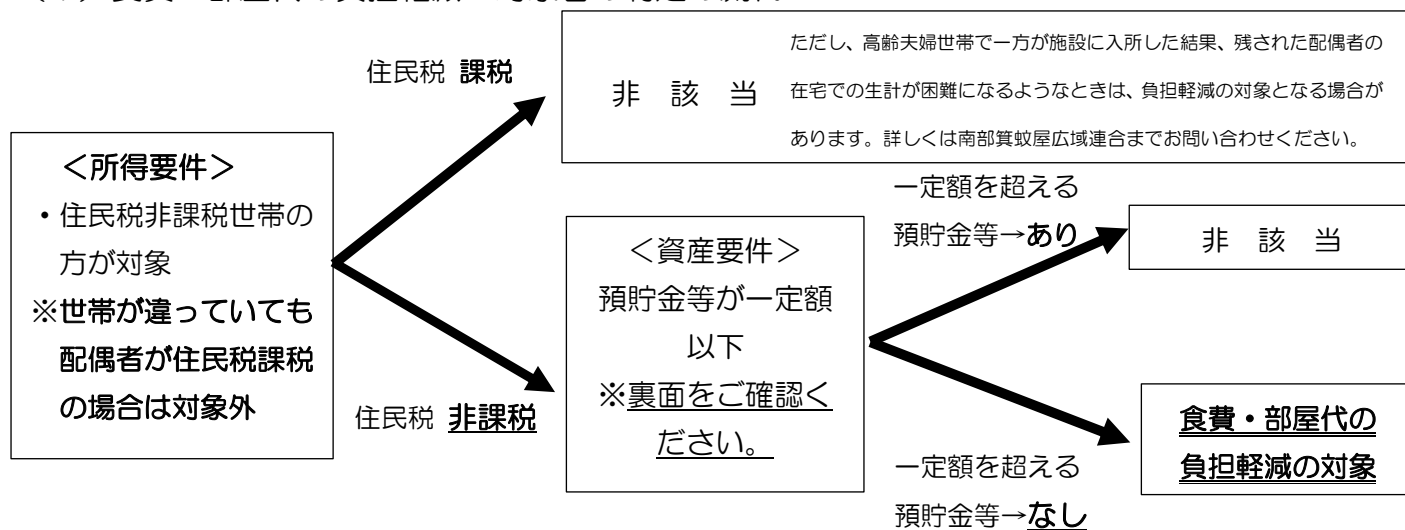


食費・居住費（滞在費）の負担軽減制度について (介護保険負担限度額認定)

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）に入所、もしくはショートステイを利用する場合に、食費・部屋代は原則ご本人が負担されることになっていますが、要件を満たす方は食費・部屋代が負担軽減される制度があります。



(1) 食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ



申請に必要な書類など

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・同意書
- ・印鑑（本人が署名する場合は不要）認印可、スタンプ式印鑑は不可
- ・本人及び配偶者のすべての預貯金通帳等の写し（口座名義人等の記載ページ、口座残高の記載ページ直近2か月分）

※紛失されている場合は、あらかじめ再発行の手続きをしてください。

【預貯金等の範囲】

- 預貯金（普通・定期）
- 有価証券
- 投資信託
- 金・銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
- タンス預金（現金）
- 負債（借入金・住宅ローンなど）

- ・配偶者の住民票が南部箕蚊屋広域連合管内（南部町・伯耆町・日吉津村）にない場合は、配偶者の「非課税証明書」（非課税であることを確認するため）



注意！！ 認定証交付後に資産に関する要件を超過していることが判明し、さかのぼって不支給決定をする事例が発生しています。預貯金通帳等の写しの提出もれがないようご確認ください。

【問い合わせ先】

南部箕蚊屋広域連合	〒683-0351 南部町法勝寺 377-1	電話：0859-39-6222
南部町福祉政策課	〒683-0323 南部町倭 482	電話：0859-66-5522
伯耆町健康対策課	〒689-4133 伯耆町吉長 37-3	電話：0859-68-5535
日吉津村福祉保健課	〒689-3553 日吉津村大字日吉津 872-15	電話：0859-27-5952

負担軽減の対象となる場合

負担 段階	対象となる人 (次のいずれかに該当する場合)	預貯金等の資産要件(表記以下)	
		単身	夫婦
第1段階	○生活保護受給者	要件なし	要件なし
	○本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	1,000 万円	2,000 万円
第2段階	○本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 80.9 万円以下の方 ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。	650 万円	1,650 万円
第3段階 ①	○本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 80.9 万円超 120 万円以下の方	550 万円	1,550 万円
第3段階 ②	○本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額、【遺族年金※・障害年金】収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 120 万円超の方	500 万円	1,500 万円
◇世帯が違っていても、配偶者が住民税課税の場合は対象外		※ただし、第2号被保険者(40歳以上65歳未満)は、いずれの場合も「単身 1,000 万円以下」「夫婦 2,000 万円以下」	

居住費・食費の負担限度額（日額）

負担段階	居 住 費					食 費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	施 設	短期入所
			特養	特養以外			
第1段階	880 円	550 円	380 円	550 円	0 円	300 円	300 円
第2段階	880 円	550 円	480 円	550 円	430 円	390 円	600 円
第3段階①	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	650 円	1,000 円
第3段階②	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	1,360 円	1,300 円

☆対象となる場合は負担限度額認定証（白色）を送付しますので、サービス利用の際には事業所にご提示ください。